

市第 5 号議案 横浜市退職手当条例等の一部改正

<議案の概要>

一般職職員及び常勤特別職職員の退職手当の支給水準を引き下げするため、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）、横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年3月横浜市条例第18号）及び横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）を一部改正します。

平成25年1月から、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が施行され、国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ措置が講じられたことに伴い、国家公務員の退職手当の支給水準との均衡を図るため、本市職員の退職手当の支給水準の引下げを実施します。

1 退職手当の支給水準の引下げ

(1) 一般職職員について

一般職職員の普通退職、整理退職・公務上死亡等退職、定年退職等に係る退職手当の支給水準を、国の改正に準じて、次のとおり改定します。

[横浜市退職手当条例 第7条及び第8条]

【改正案】本市の一般職職員の退職手当の支給月数

期間	最高支給月数	引下げ月数
現行	59.28	—
平成25年8月1日～平成26年3月31日	55.86	▲3.42
平成26年4月1日～平成27年3月31日	52.44	▲6.84
平成27年4月1日～	49.59	▲9.69

※ 平成25年8月1日から平成26年3月31日まで及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間について、経過措置期間を設けます。

【参考】国家公務員の退職手当の改正内容

期間	最高支給月数	引下げ月数
改正前	59.28	—
平成25年1月1日～平成25年9月30日	55.86	▲3.42
平成25年10月1日～平成26年6月30日	52.44	▲6.84
平成26年7月1日以降	49.59	▲9.69

【参考】職員一人当たりの退職手当削減額(試算)

		現行	H25. 8. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～
支給額		2,709万円	2,590万円	2,420万円	2,280万円
削減額	前年度比	—	▲119万円	▲170万円	▲140万円
	累計	—	—	▲289万円	▲429万円

※ 定年退職予定者の支給月数を引き下げた場合の支給額試算

※ 企業局職員は除く

【参考】退職手当総支給額への影響額(試算)

H25年度	H26年度	H27年度
▲8億2,000万円	▲15億9,000万円	▲26億2,000万円

※ 企業局職員は除く

(2) 常勤特別職職員について

国の特別職職員の退職手当は、国の一般職職員の引下げ(▲9.69月、▲16.35%)に伴い、▲13.0%の引下げが行われていることから、本市の特別職職員の退職手当についても、国の特別職職員の引下げに準じて、支給水準の引下げを行います。

[横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例 第9条第2項各号]

【改正案】本市の常勤特別職職員の退職手当の役職に応じた割合

	役職に応じた割合		支給額		
	現行	改正後	現行	改正後	削減額
市長	60/100	52/100	41,126,400円	35,642,880円	▲5,483,520円
副市長	46/100	40/100	25,347,840円	22,041,600円	▲3,306,240円
常勤の監査委員	16/100	14/100	6,228,480円	5,449,920円	▲778,560円

※ 任期4年在職したものとして計算

【参考】本市の特別職職員の退職手当の算出方法

$$\boxed{\text{給料月額}} \times \boxed{\text{在職月数}} \times \boxed{\text{役職に応じた割合}}$$

2 施行期日

平成25年8月1日